

令和6年8月13日（義—3）

海外救援金の受付期間の延長について

日本赤十字社では、世界中の災害や紛争、病気などに苦しむ人々を救うため、救援活動や復興支援、予防活動に取り組んでおりますが、引き続きの支援を続けていく為、下記救援金の受付期間の延長をすることとしましたのでお知らせします。

1 救援金名 及び 延長期間

◎イスラエル・ガザ人道危機救援金 令和7年3月31日（月）まで 半年間延長

2. 受付窓口

○日本赤十字社山梨県支部 甲府市池田1丁目6番1号
9時00分から17時00分まで 土、日、祝祭日を除く

○ゆうちょ銀行・郵便局 口座番号 00110-2-5606
加入者名 日本赤十字社（ニホンセキジュウジヤ）
窓口でのお振込みの場合は、振込手数料は免除されます。
通信欄に「イスラエル・ガザ人道危機救援金」と明記して下さい。

○山梨中央銀行 本・支店に専用振込用紙があります。（振込手数料無料）
○甲府信用金庫 備考欄に「イスラエル・ガザ人道危機救援金」と明記して下さい。
○山梨信用金庫

※振込用紙の半券が、受領証の代わりとして、税制上の優遇措置が受けられます。

※受領証をご希望な場合は、通信欄に「受領証希望」とご記入のうえ、名前、住所、電話番号を記載してください。

○インターネットバンキング、クレジットカード等でご協力いただける場合は、日本赤十字社のホームページをご確認ください。 <https://www.jrc.or.jp>

【本件に関するお問い合わせ先】

日本赤十字社山梨県支部 総務課 振興係 TEL 055-251-6711